

市では、市内に事業所を有する中小企業者などに対し各種補助制度を設けています。詳しい要件はホームページのへきなん企業応援NAVIで確認してください。申請書類は、ホームページで入手できます。



| | |
|--------------------|--|
| 償却資産の新規取得補助金 | 2021年1月2日から2022年1月1日までに取得し、市の固定資産課税台帳に登録されている償却資産に対し補助します。 |
| 信用保証料補助金 | 対象の資金を利用したときに、県信用保証協会へ支払った信用保証料に対し補助します。 |
| 利子補給金 | 対象の資金を利用したときに、融資を受けた日から1年間の償還に係る支払利子に対し補助します。 |
| 出展料補助金 | 求人のための合同企業説明会、自社の製品・技術を紹介する見本市、展示会、博覧会などへの出展に対し補助します。2023年度までの期間限定です。 |
| IT活用促進事業補助金 | 既存のモノ・設備へのIoTシステム導入やインターネット求人サイトの利用及びビジネスプロフィールの活用に対し補助します。また、店舗などへの電子決済機器の導入に対しても補助します。2023年度までの期間限定です。 |
| 健康診断補助金 | 労働安全衛生法に義務付けられている、事業者が労働者に対し行う健康診断に要した受診料に対し補助します。 |
| 退職金共済制度加入促進補助金 | 対象の共済制度に新規に加入した場合、最初の1年間の掛金に対し補助します。 |
| インターンシップ支援事業補助金 | インターンシップを行う大学生などが、市内の宿泊施設に宿泊した場合の宿泊料の一部を補助します。 |
| テレワーク導入支援補助金 | 国が実施するテレワークの導入に関する助成金などの交付を受けた場合、市が上乗せして補助します。 |
| 事業継続計画（BCP）策定支援補助金 | 事業継続計画（BCP）の策定又は改定を行う市内の中小企業者に補助します。 |

次世代自動車購入費補助金

カーボンニュートラルの実現と市内産業の発展のため、次世代自動車の購入を支援します。

対 4月1日以降に新車登録（自動車検査証の発行）され、市税の滞納がない以下に該当する個人又は事業者

● **個人の場合**

- ・新車登録日から6か月以上前から引き続き市内に住民票を有し、居住している人
- ・自動車検査証の使用者の欄に記載の住所及び氏名が申請者と同じであること

● **事業者の場合**

- ・自らの事業で使用する目的（リース又はレンタルに該当する場合を除く）で次世代自動車を新車で購入したもの
- ・自動車検査証の使用者の欄に記載の住所が補助金の申請をする事業者の事務所又は事業所と同じであること
- ・車両の貸し付け又はリース取引を主たる事業としていないこと
- ・自動車検査証の使用の本拠の位置の欄に記載の住所が市内であること

対象車両と補助金の額

| 対象車両 | 補助額 | |
|---------------------|--------|--------|
| | 個人向け | 事業用 |
| 電気自動車（EV） | 5万円/台 | 20万円/台 |
| 燃料電池自動車（FCV） | 40万円/台 | 30万円/台 |
| プラグインハイブリッド自動車（PHV） | 10万円/台 | 10万円/台 |

| 注意事項 |
|--------------------------|
| ・所有権留保（ローン）による購入も補助対象です。 |
| ・リース取引による購入は補助対象外です。 |